



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …… 3

訓令

○大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱……………(企画法制課) …… 3

○大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………() …… 4

告示

○大和高田市療育教室実施要綱……………(社会福祉課) …… 4

○指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定……………() …… 6

○引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) …… 7

○公示送達……………(収納対策室) …… 7

○職権による消除……………(市民課) …… 7

○公印の改刻……………(財産管理課) …… 8

○職権による消除……………(市民課) …… 8

○公示送達……………(税務課) …… 8

○職権による消除……………(市民課) …… 9

○職権による消除……………() …… 9

○大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人事課) …… 9

○放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……10

公告

○曙町青少年会館空調設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……10

○天満配水場配水ポンプ設備更新工事に関する条件付き一般競争入札公告() ……12

○市立病院平成24年度採用試験公告……………(市立病院総務企画課) ……15

○大和高田市MCA同報防災行政無線整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……17

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(磯野第1工区)に関する条件付き一般入札公告……………() ……20

○配水管布設工事及び消火栓新設工事(曾大根)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……22

○配水管布設工事及び消火栓新設工事(池田第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……24

○配水管布設工事及び消火栓新設工事(池田第2工区)に関する条件付き一般入札公告……………() ……26

○平成24年度大和高田市職員採用試験(行政職及び一部医療職)の実施(人事課) ……28

教育委員会

○大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程……………(教育総務課) ……32

○大和高田市立学校評議員設置要綱の一部を改正する告示……………() ……34

○教育委員会7月臨時委員会の招集……………() ……35

○教育委員会8月定例委員会の招集	……………(教育総務課)……………35
○教育委員会公印の作成	……………(〃)……………35
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集	……………(選挙管理委員会)……………36
農業委員会	
○農業委員会8月定例委員会の招集	……………(農業委員会)……………36
公営企業	
○大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	(水道工務課)……………36

規 則

規則第27号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の」に、

「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第13号

大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年7月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 第4次大和高田市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定について必要な事項を調査、検討を行うため、大和高田市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 前期基本計画の検証及び見直しに関すること。
- （2） 後期基本計画の策定に関すること。
- （3） 実施計画の策定に関すること。
- （4） その他後期基本計画の策定に関し必要な事項の調査検討

（組織）

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 副市長
- （2） 教育長
- （3） 企画政策部長
- （4） 財務部長
- （5） 市民部長
- （6） 福祉部長
- （7） 保健部長

- (8) 環境建設部長
- (9) 環境建設部理事
- (10) 上下水道部長
- (11) 市立病院事務局長
- (12) 教育委員会事務局長
- (13) 議会事務局長

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 策定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第14号

大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年7月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市総合計画後期基本計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱(平成24年訓令第11号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第53号

大和高田市療育教室実施要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市療育教室実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、心身の発達に障害のある幼児(以下「障害児」という。)及びその保護者に対し、発達を援助し、障害児の育成についてともに考え、指導及び助言するための教室(以下「大和高田市療育教室」という。)を設置し、開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び利用制限)

第2条 大和高田市療育教室の対象者は、大和高田市に住所を有する就学前の障害児とその保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、教室の利用を制限するものとする。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
- (2) 負傷又は疾病のため入院による治療の必要があるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(定員)

第3条 大和高田市療育教室の1年度の利用定員は、10組とする。

(設置及び開催場所)

第4条 大和高田市療育教室の設置及び開催場所は、大和高田市総合福祉会館内とする。

(開催日時)

第5条 開催日時は、毎週水曜日及び土曜日の午前10時から正午までとする。ただし、市長が認めるときは、開催日時を変更することができるものとする。

(参加の申込み)

第6条 大和高田市療育教室に参加しようとする者は、大和高田市療育教室参加申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。

(参加の決定等)

第7条 市長は、大和高田市療育教室の参加申込みがあった場合は、その内容を審査し、参加が適当と認めるときは、大和高田市療育教室参加決定通知書(様式第2号)により、参加が不相当と認めるときは、大和高田市療育教室参加申出却下通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

- 2 参加の決定期間は、申込日から当該年度の3月末を限度とする。ただし、更新を妨げない。
- 3 前項の規定による決定期間を更新しようとするときは、決定期間満了の30日前までに前条の申込書により市長に申し込むものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

大和高田市療育教室参加申込書

年 月 日

大和高田市長 様

申込者(保護者) 住 所

氏 名

印

TEL

下記のとおり、大和高田市療育教室への参加を申し込みます。

記

幼児氏名 _____
 生年月日 _____年 月 日生(歳 か月)
 保護者 _____
 申込理由 _____

第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市療育教室参加決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった療育教室参加について、下記のとおり決定したので通知します。

記

参加幼児氏名	
参加保護者氏名	
決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市療育教室参加申出却下通知書

年 月 日付けで申し込みのあった療育教室参加について、次により参加が不可能と認めただけで通知します。

記

参加幼児氏名	
参加保護者氏名	
却下理由	

告示第87号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の20及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者指定したので告示します。

平成24年7月4日

大和高田市長 吉田誠克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	社会福祉法人 愛の集い学園 大和高田市根成柿340番地の1
指定等に係る事業所の名称及び所在地	愛の集い学園 大和高田市根成柿340番地の1

指定等の年月日	平成24年7月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	障害児
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	特定相談支援事業所番号2930800087 障害児相談支援事業所番号2970800286

告示第88号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年7月17日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年7月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年4月5日、同月11日、同月13日、同月17日、同月18日同月25日、同月27日

告示第89号

平成24年度軽自動車税の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年7月17日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成24年6月28日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第90号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成24年7月23日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第91号

下記公印を改刻したので、大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第9条の規定により告示する。

平成24年7月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印の名称	市長印（保険医療課用）
ひな型番号	14
寸法	方21mm
改刻する理由	4隅が摩滅したため
使用開始年月日	平成24年9月1日
印影	省略

告示第92号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年7月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成24年7月25日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第93号

平成24年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年7月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 納税通知書の発送年月日

平成24年6月11日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成24年7月2日

変更後 平成24年8月31日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第94号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年7月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成24年7月27日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第95号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年7月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成24年7月27日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第96号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第97号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年7月2日、同月4日、同月10日、同月19日、同月24日、同月25日、同月30日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話（0745）22-1101（代表）

公 告

公告第64号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	曙町青少年会館空調設備改修工事
2 工事場所	大和高田市曙町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年8月31日まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事若しくは管工事（空調）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年7月6日（金）から平成24年7月10日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月11日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年7月6日（金）から平成24年7月10日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月6日（金）から平成24年7月13日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p>

	(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年7月17日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年7月19日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年7月20日(金)午前9時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥870,000円(税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第65号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	天満配水場配水ポンプ設備更新工事
-------	------------------

2 工事場所	大和高田市吉井地内(天満配水場)
3 工事期間	契約締結の日から平成25年3月29日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の機械器具設置工事又は水道施設工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 建設業法第27条の23第1項の審査の結果(経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期限内にある直近のもの))における総合評定値が、1,200点以上であること。</p> <p>(3) 平成14年4月1日以降で、地方公共団体の上水道配水場での配水設備工事を元請けで5,000万円以上の施工実績を有する者であること。</p> <p>(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連のある者でないこと。</p> <p>業務名 天満配水場配水ポンプ設備更新工事に伴う設計業務委託 名称 株式会社 エース 所在地 京都府京都市下京区七条通木屋町上る大宮町205番地</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書とともに5(2)・5(3)の要件を満たすことを証するため、直近の経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書の写しと実績書を同時に提出してください。実績書には工事名、契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要を明記し、当該契約書の写しを添付してください。また、5(4)の要件においては、関連のない旨を示した誓約書を提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年7月13日(金)から平成24年7月23日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月24日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年7月13日(金)から平成24年7月23日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 現場説明	<p>現場説明は希望者に次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月17日(火)から平成24年7月27日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 受付方法 電話、ファックス又は直接来庁にて受け付けます。</p> <p>(4) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 2階水道工務課 TEL 0745-52-3901 FAX 0745-23-3850</p> <p>(5) 現場説明日時 平成24年7月23日(月)から平成24年7月31日(火)までの期間で担当職員が日時を設定します。</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月17日(火)から平成24年8月2日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年8月3日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年8月9日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。</p>
14 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年8月10日(金)午前11時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
15 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
16 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>

17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
18 最低制限基準比較価格	¥86,790,000円（消費税等抜き）
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第66号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成24年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施を次のとおり公告する。

平成24年7月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	6名	(1) 昭和28年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人
助産師	2名	(1) 昭和28年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による助産師免許を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人
薬剤師	1名	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、「薬剤師法」による薬剤師免許を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
作業療法士	1名	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、「理学療法士及び作業療法士法」による作業療法士免許を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
診療放射線技師	1名	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、「診療放射線技師法」による診療放射線技師免許を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
臨床検査技師	1名	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、「臨床検査技師等に関する法律」による臨床検査技師免許を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
臨床工学技士	1名	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許証を有する人。または、平成25年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人

- (1) すべての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ⑤ 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成24年9月8日（土）午前9時から
場所	大和高田市立病院 講堂（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験後3週間程度（可否にかかわらず本人に通知します。）

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：平成24年8月20日（月）から平成24年8月31日（金）まで
 （ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務企画課
 所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

（注） 郵送での受付はいたしません。必ず持参してください（代理可）。

(3) 提出書類 ◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市 販A4判	写真 2枚	最終学校卒業 (見込)証明書	最終学校 成績証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 助産師 薬剤師 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士	◎	◎	△	△	○	◎

（注1） 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

（注2） 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に80円切手を貼付し、宛名を記入してください。

（注3） 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ① 採用予定者 平成25年4月1日付けで採用します。
- ② 採用候補者 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が平成25年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

5 給与等について

現 行 初 任 給	看護師	・月額 209,800円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額 203,900円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
	助産師	・月額 215,700円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額 209,800円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
	薬剤師	・月額 204,000円（大学(6年)卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額 190,900円（大学(4年)卒業程度で採用前に職歴がない場合）
	作業療法士 診療放射線技士 臨床検査技師 臨床工学技士	・月額 190,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額 184,500円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）

- (1) 給料月額は、平成24年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等がなされています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 採用時には健康診断書を提出してください。
- (6) 試験についての問い合わせ先

大和高田市立病院事務局総務企画課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL0745-53-2901）

公告第67号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	大和高田市MCA同報防災行政無線整備工事
2	工事場所	大和高田市市内全域

3 工事期間	契約締結の日から平成25年2月28日(木)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気通信工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 建設業法第27条の23第1項の審査の結果(経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期限内にある直近のもの))における総合評定値が、1,000点以上であること。</p> <p>(3) MCA又は防災無線の製造メーカーであること。</p> <p>(4) 平成14年4月1日以降で、官公庁においてMCA同報通信システム又はデジタル同報通信システムの工事を元請けで施工実績を有する者であること。</p> <p>(5) 総合通信局発行の登録点検事業者の免許を有する者であること。</p> <p>(6) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム(略称:ISMS)適合性評価制度の認証を受けた者であること。</p> <p>(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 上記5の各々の要件を満たすことを証するための次に示す資料を同時に提出してください。</p> <p>ア 直近の経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書の写し(5(2)に係る証明)</p> <p>イ 自社製造製品のカタログ又は機械図面(5(3)に係る証明)</p> <p>ウ 工事名、契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要を明記した実績書並びに当該契約書の写し(5(4)に係る証明)</p> <p>エ 登録点検事業者の免許の写し(5(5)に係る証明)</p> <p>オ プライバシーマーク登録証(旧称:使用許諾書)又はISMS認証登録証の写し(5(6)に係る証明)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年7月18日(水)から平成24年7月27日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成24年7月30日(月) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成24年7月18日(水)から平成24年7月27日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年7月18日(水)から平成24年8月6日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成24年8月6日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年8月9日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年8月10日(金) 午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

	入札は、1回とします。開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第68号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（礒野第1工区）
2 工事場所	大和高田市礒野地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年11月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）

	<p>するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書とともに5の(3)及び(4)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年7月30日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月31日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年8月3日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成24年8月8日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年8月9日(木)午前9時00分</p>

	(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥11,370,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第69号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事（曾大根）
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年11月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (6) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。 (7) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資

<p>申請</p>	<p>格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年7月30日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月31日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年8月3日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年8月8日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の</p>

	規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年8月9日（木）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥10,870,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第70号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事（池田第1工区）
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年11月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (6) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。

	(7) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年7月30日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月31日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年8月3日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成24年8月8日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年8月9日(木) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	¥9,700,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第71号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事(池田第2工区)
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年12月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者で

	<p>ないこと。</p> <p>(6) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p> <p>(7) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年7月30日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月31日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月26日(木)から平成24年8月2日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年8月3日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成24年8月8日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-4 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年8月9日（木）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限価格	¥8,960,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第72号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成24年度大和高田市職員採用試験（行政職及び一部医療職）の実施を次のとおり公告する。

平成24年8月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分		採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	大学	4名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ）を卒業した人、または平成25年3月卒業見込みの人
	高校	2名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、または平成25年3月卒業見込みの人
土 木	大学	2名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学の土木専門課程を卒業した人、または平成25年3月卒業見込みの人

建 築	大学	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学の建築専門課程を卒業した人、または平成25年3月卒業見込みの人
電 気	高校	1名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校の電気専門課程を卒業した人、または平成25年3月卒業見込みの人
保 健 師		1名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、または平成25年3月末日までに免許取得見込みの人
保 育 士・ 幼 稚 園 教 諭 ※1		13名	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、または平成25年3月末日までに両方取得見込みの人
(医療)社会福祉士 ※2		1名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有し、平成24年8月1日現在病院での医療相談等の職務経験が2年以上ある人。
(医療)情報処理技術者 ※2		1名	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、情報処理推進機構が実施する基本情報技術者等(基本情報技術者、応用情報技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、上級システムアドミニストレータ、初級システムアドミニストレータ、第一種情報処理技術者又は第二種情報処理技術者をいう。)の資格を有し、平成24年8月1日現在病院での病院情報システム運用管理業務の経験が2年以上ある人
薬 剤 師 ※3		1名	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師免許を有し、平成24年8月1日現在薬剤師としての職務経験が5年以上ある人

※1 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園並びに認定こども園のいずれかに配属する予定です。

※2 (医療)社会福祉士及び(医療)情報処理技術者は、採用後、大和高田市立病院に配属します。

※3 薬剤師は、採用後、大和高田市国民健康保険天満診療所に配属します。

◎(医療)社会福祉士、(医療)情報処理技術者、薬剤師の職務(業務)経験の取り扱いについて

- (1) 雇用形態は問いませんが、1つの職場(事業所)において、1週間あたり30時間以上の勤務をしている場合のみ職務経験とみなします。
- (2) 職務経験が複数ある場合は、1年以上継続して勤務していた職務経験に限り職務期間を通算できます。
- (3) 育児休業、退職等で休んでいた期間は通算できません。

◎すべての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

- ◆ 薬剤師を希望する方

日 時	平成24年10月6日（土）午前9時
場 所	大和高田市役所内
試験の種類	小論文 個別面接
合格発表	平成24年10月末頃（合否にかかわらず本人に通知します。）

◆ 薬剤師以外の職種を希望する方

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 3 次 試 験
日 時	平成24年9月16日（日） 午前9時から	平成24年10月中旬予定	平成24年11月中旬予定
場 所	大和高田市立高田中学校	第1次試験合格者に通知	第2次試験合格者に通知
試験の種類	一般教養（全職種） 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての試験 専門試験（土木、建築、電気、保健師、保育士・幼稚園教諭）	集団討論（（医療）社会福祉士及び（医療）情報処理技術者を除く他の職種） グループで与えられた課題に対して討論する形式の口述試験 一般性格診断検査（（医療）社会福祉士及び（医療）情報処理技術者を除く他の職種） 公務員に求められる資質に関して、性格傾向の面からみるもの 実技試験（保育士・幼稚園教諭） ピアノ演奏、絵画制作などによる試験 個別面接（（医療）社会福祉士及び（医療）情報処理技術者） 小論文（（医療）社会福祉士及び（医療）情報処理技術者） 課題に対する自己の意見及び文章の表現能力等を判定する筆記試験	個別面接（（医療）社会福祉士及び（医療）情報処理技術者を除く他の職種） 小論文（（医療）社会福祉士及び（医療）情報処理技術者を除く他の職種）
合格発表	平成24年10月上旬予定 （合否にかかわらず本人に通知します。）	平成24年10月末頃 （合否にかかわらず本人に通知します。）	平成24年11月末頃 （合否にかかわらず本人に通知します。）

※ 試験の内容に関する問い合わせについては、上記以外は一切お答えできません。

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課（市役所3階）で交付します。（大和高田市役所のホームページからダウンロードしていただいても結構です。）

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成24年8月6日（月）から平成24年8月17日（金）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）

午前9時 ～ 午後5時

受付場所：大和高田市役所人事課（市役所3階）

※ 郵送での受付はいたしません。必ず持参してください。（代理可）

4. 提出書類（①から④は全職種とも必要となります。）

① 職員採用試験申込書

② 最終学校卒業（見込）証明書

③ 写真2枚（3カ月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、1枚1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参のこと。）

④ 返信用封筒（長形3号：23.5cm×12.0cm）に80円切手を貼付し、住所宛名を記入のこと。

⑤ 職歴証明書（事業主等の証明が必要です。

（医療）社会福祉士、（医療）情報処理技術者または薬剤師の受験者は必要です。

⑥ 資格証明書または免許証の写し

保健師、保育士・幼稚園教諭、（医療）社会福祉士、（医療）情報処理技術者または薬剤師の受験者は必要となります。

ただし、保健師または保育士・幼稚園教諭の受験者で、資格取得見込みの方は取得見込証明書（写し不可）が必要となります。

※ 第2次試験合格者には、最終学校成績証明書の提出を求めます。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話等による開示請求はできませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 （本人に限る。）	総合得点 総合順位	合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 平成25年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成25年3月末日までに卒業できなかった場合並びに免許または資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。

(4) 本市では、採用試験(合格者決定)を適正に執行するため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

- ・ 平成24年4月1日現在の初任給月額、薬剤師は大卒(4年制)190,900円、大卒(6年生)204,000円、薬剤師以外の職種は大卒172,200円、短大卒152,800円、高校卒140,100円で、他に扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・ ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、給料月額については、医療職を除いて一律1.5%の減額、手当についても一部減額措置を講じています。
- ・ なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 保健師、保育士・幼稚園教諭、(医療)社会福祉士、(医療)情報処理技術者の給料は、行政職給料表を適用します。

8. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・ 受験資格がないことおよび申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のためのみに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

TEL 0745-22-1101 内線212・213

インターネットホームページでも採用情報を掲載しています。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

教育委員会

教育委員会規程第2号

大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を別紙のように定める。

平成24年8月1日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

大和高田市教育委員会公印規程(平成11年教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「廃止の」の次に「承認」を加え、同条第1項中「公印作成(改刻)(廃止)申請書」を「公印作成・改刻・廃止承認申請書」に改める。

別表中

「

大和高田市教育委員会委員長印	4	方20mm	委員長名をもって発する文書	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会教育長印	5	方26mm	教育長名をもって発する文書	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	6	方20mm	教育長に事故あるとき又は欠けたとき	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会印	7	方21mm	委員会名をもって文化会館で発する文書	文化振興課長	1

」を

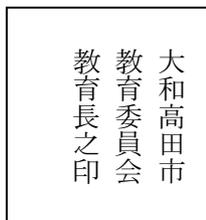
「

大和高田市教育委員会委員長印(大)	4	方45mm	委員長名をもって発する文書	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会委員長印(小)	5	方20mm	委員長名をもって発する文書	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会教育長印	6	方26mm	教育長名をもって発する文書	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	7	方20mm	教育長に事故あるとき又は欠けたとき	教育総務課長	1
大和高田市教育委員会印	8	方21mm	委員会名をもって文化会館で発する文書	文化振興課長	1

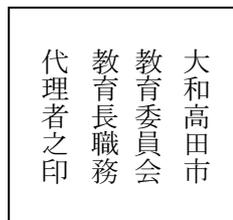
」に改め、

同表ひな形中

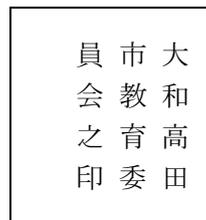
「 (5)



(6)

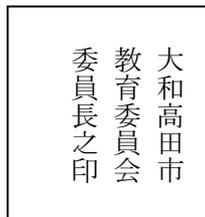


(7)

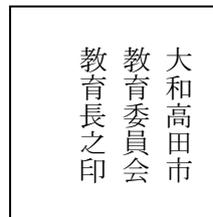


」を

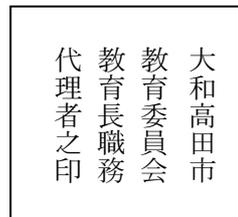
「(5)



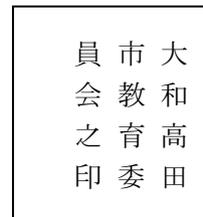
(6)



(7)



(8)



」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

公印作成・改刻・廃止承認申請書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

公印管守者 課 氏名 印

下記のとおり公印の作成・改刻・廃止について申請します。

記

1	公 印 名 称		
2	書 体 寸 法		
3	用 途		
4	使 用 開 始 日 廃 止 期 日	年 月 日	
5	理 由		
6	ひ な 形 影 印 影	ひ な 形	印 影

※ 作成の場合はひな型を、廃止の場合は印影を、改刻の場合はその両方をそれぞれ記入し、又は押印すること。

様式第4号中

「

	大和高田市教育委員会委員長印	4	方 20 mm
	大和高田市教育委員会教育長印	5	方 26 mm
	大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	6	方 20 mm

」を

「

	大和高田市教育委員会委員長印（大）	4	方 45 mm
	大和高田市教育委員会委員長印（小）	5	方 20 mm
	大和高田市教育委員会教育長印	6	方 26 mm
	大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	7	方 20 mm

」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第13号

大和高田市立学校評議員設置要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

平成24年6月12日

大和高田市教育委員会
委員長 村 井 善 治

大和高田市立学校評議員設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市立学校評議員設置要綱(平成15年教育委員会告示第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に、「及び中学校」を「、中学校、高等学校及び幼稚園」に、「及び生徒の保護者、」を「、生徒及び園児の保護者並びに」に改める。

第4条中「校長」の次に「又は園長」を加える。

第5条第1項ただし書中「評議員が欠けた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする」を「再任を妨げない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 評議員が欠けた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条及び第7条中「校長」の次に「又は園長」を加える。

第10条を削る。

第11条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会7月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成24年7月24日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

日 時 平成24年7月25日(水)午後1時00分
場 所 大和高田市役所 4階 委員会室
議 案 第1号 いじめ問題等について
第2号 その他

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年7月26日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

記

日 時 平成24年8月1日(水)午後2時00分
場 所 さざんかホール 4階 会議室
議 案 第1号 大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(案)について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

教育委員会告示第17号

新たに公印を作成したので、大和高田市教育委員会公印規程(平成11年教育委員会規程第1号)第6条の2の規定により告示します。

平成24年8月1日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

公 印 の 名 称	大和高田市教育委員会委員長印(大)
-----------	-------------------

ひな形番号	4
寸法	方45mm
用途	委員長名をもって発する文書
使用開始年月日	平成24年8月1日
印影	省略

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第15号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年8月1日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年8月10日（金）午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 西会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第8号

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年7月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成24年8月10日（金）午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第4条規定による申請の件
第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
第3号 その他

公営企業

企業管理規程第5号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月2日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。